



弁護士

祐川 友磨
(すけがわ・ゆうま)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
東京弁護士会登録
2018年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
一般企業法務、金融法務、
M&A、企業再編、破産/再生、
人事/労務、一般民事事件、
家事事件、刑事事件

労働判例紹介

所有権留保特約と譲渡担保権設定の優劣

～最高裁判所第二小法廷判決平成30年12月7日裁時1713号3頁～

弁護士 祐川 友磨

1 はじめに

本判決は、金属スクラップ等の継続的売買契約において目的物の所有権が代金の完済まで売主に留保される旨が定められた場合に、買主が保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等につき集合動産譲渡担保権の設定を受けた者は代金完済未了の金属スクラップ等につき売主に上記譲渡担保権を主張することができないとの判断を示したものである。

以下、本件においてなされた所有権留保と譲渡担保の優劣に関する最高裁判所の判断を、事案の概要とともに紹介する。

2 事案の概要

(1) 事実関係

Y株式会社(以下「Y」)は、A株式会社(以下「A」)に対して電線屑等の金属スクラップを継続・反復して売却する取引を行い、Aが代金を完済するまで売買目的物の所有権を留保する旨合意していたところ、Aの支払停止に伴い、留保所有権に基づき、工場内に保管されていた金属スクラップ等(以下「本件動産」)について動産引渡断行の仮処分命令を取得し、これに基づき本件動産を当該工場から引き揚げ、処分した。

一方、株式会社X(以下「X」)は、Aに対して融資を行い、これを担保するため、Aが同社の工場内において保管する在庫製品等に対して集合動産譲渡担保の設定を受けていた。

本件は、Xが、本件動産について、XとYとは対抗関係に立ち、留保所有権につき対抗要件を具備しないYは、集合動産譲渡担保権につき対抗要件を備えるXに対抗できないから、Yによる本件動産の処分行為はXに対する不法行為を構成し、又は、これにより得た利益はXとの関係で不当利益に当たると主張して、不法行為又は不当利益(選択的請求)に基づき、Yに対し、5000万円(本件動産の価格に相当する金額)及びこれに対する遅延損害金又は民法704条所定の利息として、平成27年1月22日(上記仮処分命令の執行終了の翌日)から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による金員

の支払を求めた事案である。

(2) 第1審の判断

「目的物の所有権は、代金の完済までは移転しないことになるのであるから、代金が完済されていない本件動産について、Aがその所有権を取得したものと認めることはできない」、「したがって、本件譲渡担保は、Aの所有しない本件動産に係る部分については無効であるといえるから、原告が、本件動産についての譲渡担保権を被告に対して主張することはできない」とした上、「Xは本件動産について有効な譲渡担保権を取得しておらず、Yは、対抗要件の具備なくして、本件動産についての自らの留保所有権をXに主張することができるから、Yが対抗要件を具備しているかどうかについて判断するまでもなく、Yによる本件動産の引き揚げ及び処分が、Xとの関係で不当利得又は不法行為を構成するものと認めることはできない」と判示した。

(3) 原審の判断

「本件売買契約に係る目的物の所有権は、当該目的物の代金の完済をもってYからAに移転するものと定められており、本件動産のうち、Xにおいて代金の完済を主張立証した動産を除く部分については、その所有権がAに移転していないこととなる。これを前提とすると、当該部分について本件譲渡担保は効力を有せず、Xは、これをYに対して主張することはできないものと解される」とした上、Aによる代金の完済により留保所有権が消滅したと認められる本件動産の価格相当額である177万7154円についてのみ不法行為が成立するものとした。

(4) 上告受理申立て理由

「本件売買契約において、本件条項に基づきYが本件動産の所有権を留保することは本件動産の所有権をYからAに移転させた上でAがYのために担保権を設定したものとみるべきであるにもかかわらず、本件動産につき、その所有権がYからAに移転しておらず、XがYに対して本件譲渡担保権を主張することができないとした原審の判断には、法令解釈の誤り、判例違反がある。」

3 判旨

「本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもってYからAに移転し、その完済まではYに留保される旨を定めたものである。

本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済までYに留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにYに留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

また、Yは、Aに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない。

以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、Xは、Yに対して本件譲渡担保権を主張することができない。」

4 分析・解説

(1) 問題の所在

「所有権留保」とは、売買代金の完済前に売買目的物が買主に引き渡されるかたちの売買契約において、未払いの代金債権を担保する趣旨で、特約などに基づき、売主が、代金の完済までその目的物の所有権を留保することをいう。

これに対して、「譲渡担保」とは、債務担保のため目的財産（とくに所有権）を債務者または物上保証人から債権者に移転し、債務が弁済されると設定者に復帰するが、債務不履行が生ずると債権者はその財産につき私的実行の方法によって優先弁済を受けることができる判例方上の物的担保制度である。

所有権留保及び譲渡担保は、いずれも民法その他の法律に定められた担保手段ではなく、変則的な担保手段であることから、非典型担保と呼ばれる。

これらの非典型担保については、その法的構成が問題とされてきた。すなわち、目的物の所有権が上記の非典型担保の設定を受けた者（以下、「被設定者」）に完全に移転し、設定をした者（以下、「設定者」）には何らの物権も残らない状態となるとする「所有権的構成」を取るべきか、被設定者を完全な所有権者とせず、設定者にも何らかの物権が帰属しているとする

「担保的構成」を取るべきかが問題とされてきたのである。

本件のように、売買契約上に売主に所有権が留保された後、目的物について譲渡担保権が設定された場合、いずれを優先すべきかについては、上記のいずれの法的構成を採用するかにより変化しうる。所有権的構成では、代金が未払いの間、所有権は売主の下に留保される結果、買主は目的物について譲渡担保権を設定することができない。これに対し、担保権的構成では、買主は、売主から目的物の所有権を取得するため、譲渡担保権を設定することができ、売主と譲渡担保権者とのいずれを優先すべきかは、対抗要件具備の先後（不動産や自動車の場合は登記・登録の先後、動産の場合は引き渡しの先後）で決定されることとなる。

(2) 本判決における判断

本判決は、当事者間で締結された売買契約の構造を分析した上で、「売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するもの」であるとして、所有権的構成を採用し、売主に対する所有権留保と、買主が設定した譲渡担保権は対抗関係に立たず、所有権留保が優先する旨判示した。

なお、上記判断と、民事再生手続において留保所有権を別除権として扱い、対抗要件の具備を求めた最高裁判所平成22年6月4日第二小法廷判決（民集64巻4号1107頁等）との整合性については、原審において判断がなされている。すなわち、「法的倒産手続の開始後において、債務者の財産に係る担保権の行使につき登記・登録等の具備が要求される（破産法49条1項、民事再生法45条1項等）のは、個別の権利行使が禁止される一般債権者と法的倒産手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図る趣旨と解され、これらの規定が担保権相互の優劣関係を規律するものとはいえない」のである。

5 最後に

本判決により、企業の信用力の補完のため、原材料・仕掛品・商品等の在庫を担保として把握するABL（アセット・ベースト・レンディング）等、動産譲渡担保を利用した融資の実務においても趨勢とされていた、所有権留保が対抗力なくして優先するとの見解が確認された。かかる融資方法を実行する際には、借主と仕入先との契約内容を精査して、所有権留保特約の有無を確認するとともに、所有権留保特約の不存在を表明保証条項により担保する等して、リスクを回避する必要があることが明白となった。

【参考文献】

新版注釈民法(9)(改訂版)
担保物権法[第4版](道垣内弘人)
金融法務事情No.2091 71頁以下
最高裁判所判例解説民事篇平成22年度(上)376頁